別紙３

○総務省告示第　　号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項及び第三項の規定に基づき、令和五年総務省告示第二百九十一号（電気通信事業法第二十七条の三第一項及び第三項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣　藤井比早之

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	改正前
［一～六　略］	［一～六　同上］
［削る］	七　ＮＴＴドコモビジネス株式会社
［削る］	八　ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社
［削る］	九　ＮＴＴＰＣコミュニケーションズ株式会社
［削る］	十　エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社
［削る］	十一　ＮＴＴメディアサプライ株式会社
［削る］	十二　ＮＴＴリミテッド・ジャパン株式会社
［削る］	十三　株式会社ケーブルネット下関
［削る］	十四　ＪＣＯＭマーケティング株式会社
［削る］	十五　株式会社ソラコム
［削る］	十六　中部テレコミュニケーション株式会社
［削る］	十七　株式会社ドコモＣＳ
［削る］	十八　ビッグローブ株式会社
［削る］	十九　横浜ケーブルビジョン株式会社
［削る］	二十　楽天コミュニケーションズ株式会社
備考　表中の［　］の記載は注記である。	